

会計年度任用職員の給与等に関する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第6号

会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により準用される地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の規定により、別に定めるものを除き、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第29条に規定する技能職員等を除く。以下同条を除き「会計年度任用職員」という。）の給料その他の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項並びに同条に規定する技能職員等の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 会計年度任用職員に支給する給与は、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当とし、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第30条の3の規定による手当を含む。第29条において同じ。）、へき地手当（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第25条の3の規定による手当を含む。第29条において同じ。）、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当及び期末手当とする。

2 報酬は月額、日額又は時間額とし、給料は月額とする。

(第1号会計年度任用職員の報酬)

第3条 第1号会計年度任用職員には、給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員（以下「給与条例等適用職員」という。）との権衡、第1号会計年度任用職員の職務の特殊性等を考慮し、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者（市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員（第1号会計年度任用職員に限る。）にあつては、県教育委員会）が定める額の給料に相当する報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬)

第4条 給与条例第26条の2第1項各号に掲げる職に任用された第1号会計年度任用職員のうち人事委員会規則で定める第1号会計年度任用職員には、前条の規定による報酬のほか、同項各号に定める額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額の初任給調整手当に相当する報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬)

第5条 給与条例第28条の2第1項に規定する地域に在勤する第1号会計年度任用職員には、第3条の規定による報酬のほか、同条の規定による報酬の額に、

給与条例第28条の2第2項各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額の地域手当に相当する報酬を支給する。

第6条 保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定める第1号会計年度任用職員には、前条の規定によりこの条の規定による報酬の支給割合以上の支給割合による報酬を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、第3条の規定による報酬の額に100分の16を乗じて得た額の地域手当に相当する報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

第7条 給与条例第30条第1項に規定する勤務に従事する第1号会計年度任用職員には、第3条の規定による報酬のほか、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年岩手県条例第52号)の規定の例により算定して得た額の特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の特地勤務手当に相当する報酬)

第8条 給与条例第30条の2第1項に規定する特地公署(以下「特地公署」という。)に勤務する第1号会計年度任用職員には、第3条の規定による報酬のほか、同条の規定による報酬の額の100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定めるところにより算定して得た額の特地勤務手当に相当する報酬を支給する。

第9条 第1号会計年度任用職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って第1号会計年度任用職員が住居を移転した場合において、その移転した公署が特地公署又は給与条例第30条の3第1項に規定する準特地公署に該当するときは、当該第1号会計年度任用職員には、第3条の規定による報酬のほか、同条の規定による報酬の額の100分の4を超えない範囲内で人事委員会規則で定めるところにより算定して得た額の特地勤務手当に準ずる手当に相当する報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員のへき地手当に相当する報酬)

第10条 給与等条例第25条の2第1項に規定するへき地学校等(以下「へき地学校等」という。)に勤務する第1号会計年度任用職員には、第3条の規定による報酬のほか、同条の規定による報酬の額の100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定めるところにより算定して得た額のへき地手当に相当する報酬を支給する。

第11条 第1号会計年度任用職員の勤務する給与等条例第25条の3第1項に規定する学校等(以下「学校等」という。)が移転し、当該移転に伴って第1号会計年度任用職員が住居を移転した場合において、その移転した学校等がへき地学校等又は同項の規定により人事委員会が指定する学校等に該当するときは、当該第1号会計年度任用職員には、第3条の規定による報酬のほか、同条の規定による報酬の額の100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定めるところにより算定して得た額のへき地手当に準ずる手当に相当する報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬)

第12条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当

に相当する報酬として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した第1号会計年度任用職員に休日給に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 第1号会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた第1号会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。

4 第27条の規定により職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）又は給与等条例の適用を受ける職員（以下「勤務時間等条例等適用職員」という。）の例により超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に第1号会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当に相当する報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当に相当する報酬を支給することを要しない。

5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

6 前各項の規定にかかわらず、第27条の規定により勤務時間等条例等適用職員の例により、週休日の振替等によりあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。

7 第1号会計年度任用職員が、第27条の規定により勤務時間等条例等適用職員の例により週休日の振替等により割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

（第1号会計年度任用職員の休日給に相当する報酬）

第13条 給与条例第31条第1項に規定する祝日法による休日等（以下「祝日法による休日等」という。）（第27条の規定により勤務時間等条例等適用職員の例により毎日曜日を週休日と定められている第1号会計年度任用職員以外の第1号会計年度任用職員にあっては、勤務時間等条例第10条に規定する祝日法による休日が週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）及び同項に規定する年末年始の休日等（以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給に相当する報酬として支給する。

（第1号会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬）

第14条 宿日直勤務を命ぜられた第1号会計年度任用職員には、その勤務1回につき、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う第1号会計年度任用職員にあっては7,400円、その他の第1号会計年度任用職員にあっては4,400円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当に相当する報酬として支給する。

2 前項の勤務は、前2条及び次条の勤務には含まれないものとする。

（第1号会計年度任用職員の夜勤手当に相当する報酬）

第15条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜勤手当に相当する報酬として支給する。

（第1号会計年度任用職員の超過勤務手当等に相当する報酬に係る1時間当たりの報酬額の算出）

第16条 第12条、第13条及び前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、人事委員会規則で定めるところにより算定して得た額とする。

（第1号会計年度任用職員の報酬の減額）

第17条 第1号会計年度任用職員が勤務しないときは、第27条の規定により勤務時間等条例等適用職員の例により指定された超勤代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

2 月額又は日額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の前項の勤務1時間当たりの報酬額は、人事委員会規則で定めるところにより算定して得た額とする。

（第2号会計年度任用職員の給料）

第18条 第2号会計年度任用職員に支給する給料の額は、給与条例等適用職員との権衡、第2号会計年度任用職員の職務の特殊性等を考慮し、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者（市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員（第2号会計年度任用職員に限る。）にあっては、県教育委員会）が定める。

（第2号会計年度任用職員の手当の支給額等）

第19条 第2号会計年度任用職員に対する第2条の手当（期末手当を除く。）の支給額及び支給方法については、給与条例等適用職員の例による。

（会計年度任用職員の期末手当）

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（人事委員会規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第22条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（第24条の規定によりその例によることとされる給与条例第43条第8項又は給与等条例第33条第8項の規定の適用を受ける会計年度任用職員及び人事委員会規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、人事委員会規則で定めるところにより算定して得た額とする。

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた会計年度任用職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した会計年度任用職員（法第16条第1号に該当して失職した会計年度任用職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第22条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮

以上の刑が定められているものに限る。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員（会計年度任用職員に限る。）に対する第1項及び第3項から前項までの規定の適用については、これらの規定中「任命権者」とあるのは、「県教育委員会」とする。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(会計年度任用職員の給料及び報酬の支給方法)

第23条 会計年度任用職員の給料及び月額報酬の支給方法については、給与条例等適用職員の例による。

2 第1号会計年度任用職員の報酬（月額により定めるものを除く。）については、その都度又は一月の分をその翌月の15日以後の日のうち人事委員会規則で定める日に支給する。

(休職者の給与)

第24条 会計年度任用職員が休職にされた場合における給与については、給与条例第43条又は給与等条例第33条の規定の例による。

(第1号会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償)

第25条 第1号会計年度任用職員が通勤のため交通機関若しくは有料の道路を利用してその運賃若しくは料金を負担し、又は交通の用具を使用したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例等適用職員に支給される通勤手当の例による。

(第1号会計年度任用職員が職務のため旅行した場合の費用弁償)

第26条 第1号会計年度任用職員が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例等適用職員に支給される旅費の例による。

(会計年度任用職員の勤務時間等)

第27条 会計年度任用職員の勤務時間及び休日については、勤務時間等条例等適用職員の例による。

(会計年度任用職員の休暇)

第28条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

2 前項の休暇に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(技能職員等の給与の種類及び基準)

第29条 技能職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）並びに地方公営企業法第38条及び第39条の規定が準用される職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。）をいう。）の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特
地勤務手当、へき地手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当、期末手当及び退職手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して
知事が定める。

(人事委員会規則への委任)

第30条 この条例（前条を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。

(給与条例の一部改正)

2 給与条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により準用される地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定により、別に定めるものを除き、一般職の職員（第43条の2に規定する技能職員等を除く。以下同条を除き「職員」という。）の給与に関し必要な事項並びに同条に規定する技能職員等の給与の種類及び基準を定めるものとする。

（非常勤職員等の給与）

第42条 常勤を要しない職員（短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用される職員については、任命権者は、常勤の職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で給与を支給する。

（技能職員等の給与の種類及び基準）

第43条の2 技能職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）並びに地方公営企業法第38条及び第39条の規定が準用される職員をいう。）の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して知事が定める。

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により準用される地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定により、別に定めるものを除き、一般職の職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び第43条の2に規定する技能職員等を除く。以下同条を除き「職員」という。）の給与に関し必要な事項並びに同条に規定する技能職員等の給与の種類及び基準を定めるものとする。

第42条 削除

（技能職員等の給与の種類及び基準）

第43条の2 技能職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）並びに地方公営企業法第38条及び第39条の規定が準用される職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）をいう。）の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して知事が定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（給与等条例の一部改正）

3 給与等条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び第47条の3並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の規定により、同法第1条及び第2条に規定する職員（第36条に規定する非常勤の講師を除く。以下「職員」という。）の給料その他の給与、勤務時間その他の勤務条件並びに第36条に規定する非常勤の講師の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第36条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員のうち公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第17条第2項及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第23条第2項に規定する非常勤の講師（以下「非常勤の講師」という。）には、県教育委員会が別に定めるところにより、報酬を支給する。

（費用弁償）

第37条 非常勤の講師が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、別表第1行政職給料表1級の職務にある職員に支給される旅費の額と同一の額とし、その支給方法については、職員に支給される旅費の例による。

（この条例の施行に関し必要な事項）

第38条 この条例（第36条及び前条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の規定により、同法第1条及び第2条に規定する職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。）の給料その他の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

（この条例の施行に関し必要な事項）

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（勤務時間等条例の一部改正）

4 勤務時間等条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨）	（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定により、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（非常勤職員の勤務時間、休暇等）

第19条 非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定により、職員（同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする

。